

静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成10年静岡県条例第36号）第16条の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、同条例第17条の規定により公示する。

令和3年12月28日

静岡県知事 川勝平太

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
静岡県コンベンションアーツセンター	静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号	公益財団法人静岡県文化財団 理事長 鈴木 壽美子	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで